

国家知識産権局

「専利審査指南改正案（意見募集稿）」改正箇所対照表

2019年4月4日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

添付資料 1 :

「専利審査指南改正案（意見募集稿）」改正箇所対照表

「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)	意見募集稿 (改正箇所)
<p>第一部分第一章</p> <p>5.1.1 (3) 分割出願の提出時間</p> <p>ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再分割出願をする場合は例外とする。このような例外の場合、出願人は再分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなければならない。規定に合致した審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、例外として処理してはならない。規定に合致しないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されな</p>	<p>第一部分第一章</p> <p>5.1.1 (3) 分割出願の提出時間</p> <p>ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再分割出願をする場合は例外とする。このよ<u>うな例外の場合、再分割出願の提出時間は当該単一性の欠陥があ</u>る分割出願に基づいて審査しなければならない。規定に合致しな<u>い場合、分割してはならない。</u>出願人は再分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなければならない。規定に合致し<u>た審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなかつ</u>た場合は、例外として処理してはならない。規定に合致しないもの</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>い場合、審査官はみなし取下げの通知書を発行しなければならない。出願人が補正した後も尚規定に合致しない場合、審査官は分割出願みなし未提出の通知書を発行し案件終了の処理を行わなければならない。</p>	<p>に対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官はみなし取下げの通知書を発行しなければならない。出願人が補正した後も尚規定に合致しない場合、審査官は分割出願みなし未提出の通知書を発行し<u>なければならない。</u>し案件終了の処理を行う。</p>
<p>5.1.1 (4) 分割出願の出願人と発明者</p> <p>分割出願の出願人は原出願の出願人と同一でなければならない。同一でない場合、出願人変更に関する証明材料を提出しなければならない。分割出願の発明者も原出願の発明者またはそのうちの一部のメンバーでなければならない。規定に合致しないものに対して、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官はみなし取下げの通知書を発行しなければならない。</p>	<p>5.1.1 (4) 分割出願の出願人と発明者</p> <p>分割出願の出願人は<u>分割出願提出時の原出願の出願人と同一</u>でなければならない。同一でない場合、出願人変更に関する証明材料を提出しなければならない。<u>分割出願について再分割出願を提出する出願人は、当該分割出願の出願人でなければならない。規定に合致しない場合、分割出願みなし未提出の通知書を発行しなければならない。</u></p> <p><u>原出願の出願人は原出願の出願権（または専利権）を譲渡する必要がある場合、原出願の書誌事項変更手続きが合格となった後</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p><u>に分割出願を提出しなければならない。分割出願の出願人は当該分割出願の出願権（または専利権）を譲渡する必要がある場合、分割出願を提出すると同時にまたはその後、書誌事項変更手続きを行わなければならない。</u></p> <p>分割出願の発明者は<u>も</u>原出願の発明者またはそのうちの一部のメンバーでなければならない。<u>分割出願について提出した再分割出願の発明者は当該分割出願の発明者であるか、またはそのうちの一部のメンバーでなければならない。</u>規定に合致しないものに対して、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官はみなし取下げの通知書を発行しなければならない。</p>
<p>第一部分第一章 6.7 書誌事項の変更 6.7.2.2 専利出願権（または専利権）の移転 (2) 出願人(または専利権者)は権利の譲渡または贈与によ</p>	<p>第一部分第一章 6.7 書誌事項の変更 6.7.2.2 専利出願権（または専利権）の移転 (2) 出願人(または専利権者)は権利の譲渡または贈与による</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>る権利の移転が発生したために変更請求を提出する場合、譲渡または贈与契約を提出しなければならない。当該契約は機構が締結したものである場合、機構の公印または契約専用印を押さなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名または捺印しなければならない。複数の出願人(または専利権者)がいる場合、権利者全員が譲渡または贈与を同意する旨の証明資料を提出しなければならない。</p>	<p>権利の移転が発生したために変更請求を提出する場合、<u>双方がサインまたは押印した譲渡または贈与契約を提出しなければならない。必要がある場合、審査官は双方の主体資格を確認しなければならない。双方の主体資格を確認しなければならない場合は、当事者が専利出願権(または専利権)の譲渡または贈与に異議がある場合、当事者が専利出願権(または専利権)の移転手続きを行うに当たって複数回に亘って提出した証明文書が相互に矛盾する場合、譲渡または贈与協定書における出願人または専利権者のサインまたは押印が案件に記載するサインまたは押印と一致しない場合をいう。</u>当該契約は機構が締結したものである場合、機構の公印または契約専用印を押さなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名または捺印しなければならない。複数の出願人(または専利権者)がいる場合、権利者全員が譲渡または贈与を同意する旨の証明資料を提出しなければならない。</p>
<p>第一部分第三章</p>	<p>第一部分第三章</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>4.2 意匠の図面または写真</p> <p>……</p> <p>グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠については、全体製品の意匠図を提供しなければならない。グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、出願人が少なくとも1つの状態を表す前記全体製品の意匠図を提供すべきであって、その他の状態については、キーフレームの図面だけを提供すればよいとする。提供される図面は、動的図案における動画の変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。</p> <p>……</p> <p>4.3 簡単な説明</p> <p>……</p> <p>(7) グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠専利出願については、必要に応じて、グラフィカルユーザ</p>	<p>4.2 意匠の図面または写真</p> <p>……</p> <p>グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠については、全体製品の意匠図を提供しなければならない。グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、出願人が少なくとも1つの状態を表す前記全体製品の意匠図を提供すべきであって、その他の状態については、キーフレームの図面だけを提供すればよいとする。提供される図面は、動的図案における動画の変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。</p> <p>……</p> <p>4.3 簡単な説明</p> <p>……</p> <p>(7) グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠専利出願については、必要に応じて、グラフィカルユーザ</p>

<p>「専利審査指南」</p> <p>(2010年2月1日から施行)</p>	<p>意見募集稿</p> <p>(改正箇所)</p>
<p>インターフェースの用途、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの区域、ヒューマンコンピュータインタラクティブモードおよび変化状態などを説明する。</p> <p>(以上は2014年68号局令にて改正した内容)</p>	<p>インターフェースの用途、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの区域、ヒューマンコンピュータインタラクティブモードおよび変化状態などを説明する。</p> <p>4.4 グラフィカルユーザインターフェースに係る製品意匠</p> <p><u>グラフィカルユーザインターフェースに係る製品意匠とは、製品意匠の要部にグラフィカルユーザインターフェースが含まれる意匠という。</u></p> <p>4.4.1 製品名称</p> <p><u>グラフィカルユーザインターフェースを含む製品意匠名称は、グラフィカルユーザインターフェースの主要用途とそれを応用した製品を表明しなければならない。一般的には「グラフィカルユーザインターフェース」という文字のキーワードがなければならない。動的グラフィカルユーザインターフェースの製品名称には「動的」という文字のキーワードがなければならない。例えば、</u></p>

<p>「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p>意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p><u>「温度制御グラフィカルユーザインターフェースを有する冷蔵庫」、「携帯電話の天気予報動的グラフィカルユーザインターフェース」。</u></p> <p><u>おおざっぱに「グラフィカルユーザインターフェース」の名称のみで製品名称としてはならない。例えば、「ソフトウェア・グラフィカルユーザインターフェース」、「操作グラフィカルユーザインターフェース」。</u></p> <p>4.4.2 意匠の図面または写真</p> <p><u>グラフィカルユーザインターフェースを含む製品意匠は、本部分第三章第 4.2 節の規定に合致しなければならない。意匠の要部は単にグラフィカルユーザインターフェースにある場合、グラフィカルユーザインターフェースに係る面の一つの正投影製品図を提出することができる。図面はグラフィカルユーザインターフェースを応用した製品の種類を明らかに反映できるものであって、かつグラフィカルユーザインターフェースの意匠と製品に</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p><u>おけるそのの大小、位置と比例関係を明らかに反映できるものでなければならない。</u></p> <p><u>グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、出願人は少なくとも一つの状態のグラフィカルユーザインターフェースに係る面の正投影製品図を提出して主要図面としなければならない。その他の状態については、キーフレームの図面だけを提供して変化状態図面とすることができる。提供される図面は、動的図案における動画の完全な変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。変化状態図面に標記をつけるに当たって、動的変化過程における前後順序に従わなければならない。</u></p> <p><u>投影設備類のグラフィカルユーザインターフェースの製品意匠については、明らかな投影設備の図面とグラフィカルユーザインターフェースの図面を提出しなければならない。</u></p> <p>4.4.3 簡単な説明</p> <p><u>グラフィカルユーザインターフェースを含む製品意匠は、簡単</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p><u>な説明においてグラフィカルユーザインターフェースの用途を明らかに説明し、製品名称に体现されている用途と対応しなければならない。必要がある場合、グラフィカルユーザインターフェースの製品に位置する区域、ヒューマンインタラクションの方式および変化状態などを説明することができる。</u></p>
<p>第二部分第四章 3.2.1.1 判断方法</p> <p>保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる3つの手順に沿って行って良いとする。</p> <p>(1) 最も近似した従来技術を確定する</p> <p>(2) 発明の区別される特徴および発明で実際に解決する技術的問題を確定する</p> <p>審査において、発明で実際に解決する技術的問題を客観的に</p>	<p>第二部分第四章 3.2.1.1 判断方法</p> <p>保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる3つの手順に沿って行って良いとする。</p> <p>(1) 最も近似した従来技術を確定する</p> <p>(2) 発明の区別される特徴および発明で実際に解決する技術的問題を確定する</p> <p>審査において、発明で実際に解決する技術的問題を客観的に</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>に分析し、確定しなければならない。そのため、先ずは保護を請求する発明が最も近似した従来技術に比べて、どんな区別される特徴があるかを分析し、それからこの区別される特徴で達成できる技術的效果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明で実際に解決する技術的問題とは、より良好な技術的效果を得るために最も近似した従来技術に対し改善する必要がある技術的任務を言う。</p> <p>……</p> <p>改めて確定した技術的問題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。当業者が当該出願の明細書の記載内容からその技術的效果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的效果でも改めて確定した技術的問題の基礎となることができる。</p> <p>(3) 保護を請求する発明が当業者にとって自明的であるか</p>	<p>分析し、確定しなければならない。そのため、先ずは保護を請求する発明が最も近似した従来技術に比べて、どんな区別される特徴があるかを分析し、それからこの区別される特徴で<u>保護を求める発明において</u>達成できる技術的效果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明で実際に解決する技術的問題とは、より良好な技術的效果を得るために最も近似した従来技術に対し改善する必要がある技術的任務を言う。</p> <p>……</p> <p>改めて確定した技術的問題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。当業者が当該出願の明細書の記載内容からその技術的效果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的效果でも改めて確定した技術的問題の基礎となることができる。<u>機能的に相互に支持しあい、相互作用の関係にある技術的特徴については、上記技術的特徴およびそ</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>どうかを判断する ……</p>	<p><u>れら間の関係が保護を求める発明において果した技術的効果を全体的に考慮しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(3) 保護を請求する発明が当業者にとって自明的であるかどうかを判断する ……</p>
<p>第二部分第四章 6.4 保護を請求する発明に対する審査</p> <p>発明に創造性を具備するかは、保護を請求する発明を対象としているものである。そのため、発明の創造性に対する評価は、請求項により限定された技術的解決手段に対して行わなければならない。発明において、従来技術に寄与している技術的特徴は、例えば、発明に予測できない技術的効果を挙げさせる技術的特徴、または発明で技術偏見を克服したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでなければ、明細書に記載があったとしても、発明の創造</p>	<p>第二部分第四章 6.4 保護を請求する発明に対する審査</p> <p>発明に創造性を具備するかは、保護を請求する発明を対象としているものである。そのため、発明の創造性に対する評価は、請求項により限定された技術的解決手段に対して行わなければならない。発明において、従来技術に寄与している技術的特徴は、例えば、発明に予測できない技術的効果を挙げさせる技術的特徴、または発明で技術偏見を克服したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでなければ、明細書に記載があったとしても、発明の創造性の評価時には考</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>性の評価時には考慮しないものとする。なお、創造性の判断は請求項により限定された技術的解決手段全体に対し評価を行わなければならない。つまり、ある技術的特徴に創造性を具備するかを評価せず、技術的解決手段に創造性を具備するかどうかを評価する。</p>	<p>慮しないものとする。なお、創造性の判断は請求項により限定された技術的解決手段全体に対し評価を行わなければならない。つまり、ある技術的特徴に創造性を具備するかを評価せず、技術的解決手段に創造性を具備するかどうかを評価する。<u>ただし、請求項における技術的課題の解決に寄与していない技術的特徴は、請求項に限定された技術的解決手段が創造性を具備するかどうかの評価には影響を及ぼさない。カメラに係る発明を例に挙げると、当該発明の本質はカメラのシャッターの改善にあり、その技術的課題の解決は、シャッター構造または露出時間の制御によって決まる。たとえ出願人はカメラのその他の固有部品（例えば、レンズ、ファインダーなどの部品）を請求項に記載したとしても、これらの技術的特徴はカメラのシャッターの改善という技術的課題と無関係である。したがって、これらは、カメラのシャッターの改善という技術的課題の解決に寄与していない技術的特徴に該当する。</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>第二部分第八章</p> <p>4.2 出願書類の読解および発明への理解</p> <p>実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閲読し、発明を的確に理解することに努めなければならない。重点としては、発明によって解決される技術的課題を把握すること、記されている技術的課題を解決するための技術的解決手段を理解すること、そして当該技術的解決手段の必要な技術的特徴のすべて、特に背景技術と区別されるような特徴を明確にすること、また、当該技術的解決手段がもたらしうる技術的効果を把握することなどがあげられる。さらなる審査の利便性向上のため、閲読時および発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ってもよいとする。</p>	<p>第二部分第八章</p> <p>4.2 出願書類の読解および発明への理解</p> <p>実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閲読し、<u>かつ背景技術の全体的な状況を十分に把握し、発明を的確に理解することに努めなければならない。</u>重点としては、発明によって解決される技術的課題を把握すること、記されている技術的課題を解決するための技術的解決手段と<u>当該技術的解決手段がもたらしうる技術的効果を理解すること、そして当該技術的解決手段の必要な技術的特徴のすべて、特に背景技術と区別されるような特徴を明確にすること、さらに発明が背景技術と比較して行った改善を明確にすること</u>また、当該技術的解決手段がもたらしうる技術的効果を把握することなどがあげられる。さらなる審査の利便性向上のため、閲読時および発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ってもよいとする。</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>4.10.2.2 審査意見通知書の正文</p> <p>出願の具体的な状況および検索の結果に応じて、通知書の正文は以下のような方式に従って作成してもよいとする。</p> <p>……</p> <p>(4) 新規性または創造性を具備しないため専利権が付与される見通しのない出願の場合は、審査官は通知書の正文において、請求項ごとに新規性または創造性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項が多数ある、または反対意見の理由が同一なものである場合には、従属請求項をグループに分けてからコメントしてもよいとする。最後に、明細書にも専利権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。</p> <p>……</p> <p>審査官が審査意見通知書において引用した当分野の公知常</p>	<p>4.10.2.2 審査意見通知書の正文</p> <p>出願の具体的な状況および検索の結果に応じて、通知書の正文は以下のような方式に従って作成してもよいとする。</p> <p>……</p> <p>(4) 新規性または創造性を具備しないため専利権が付与される見通しのない出願の場合は、審査官は通知書の正文において、請求項ごとに新規性または創造性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項が多数ある、または反対意見の理由が同一なものである場合には、従属請求項をグループに分けてからコメントしてもよいとする。最後に、明細書にも専利権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。</p> <p>……</p> <p>審査官が審査意見通知書において引用した当分野の公知常</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用した公知常識について異議を申し立てた場合には、審査官は理由を説明するか、または相応の証拠を提供してこれを証明できるようにしなければならない。</p>	<p>識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用した公知常識について異議を申し立てた場合には、審査官は相応の証拠を提供してこれを証明するか理由を説明するか、または相応の証拠を提供してこれを証明できる<u>その理由を説明できるようにしなければならない。</u> 審査意見通知書において、審査官は請求項に記載する技術的課題の解決に寄与した技術的特徴を公知常識に認定する場合、通常、証拠を提供してこれを証明しなければならない。</p>
<p>第二部分第七章 2. 審査用検索資料 2.1 検索用専利文献</p> <p>発明専利出願の実体検査プロセスにおける検索は主に、検索用専利文献の中で行われる。検索用専利文献は主に、電子ファイル形式（機械検索データベースとディスク）の多国専利文献、紙形式の国際専利分類により配列される審査用検索</p>	<p>第二部分第七章 2. 審査用検索リソース資料 2.1 <u>検索用専利文献リソース</u></p> <p>発明専利出願の実体検査プロセスにおける検索は主に、検索用専利文献の中で行われる。検索用専利文献は主に、電子ファイル形式（機械検索データベースとディスク）の多国専利文献、紙形式の国際専利分類により配列される審査用検索書類およ</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>書類および通し番号により配列される各国の専利文献、マイクロフィルム形式の各国の専利文献を含む。</p> <p>専利局における電子ファイル形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開明細書、中国発明登録明細書、中国実用新案明細書、ヨーロッパ専利出願公開明細書、特許協力条約の国際専利出願公開明細書、米国専利明細書、日本専利出願公開明細書と日本実用新案明細書および多国専利分類要約などを含む。専利局における紙形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開明細書、中国発明専利明細書、中国実用新案専利明細書、米国専利明細書、ヨーロッパ専利出願公開明細書、特許協力条約の国際専利出願公開明細書および多国専利分類要約などを含む。</p>	<p>び通し番号により配列される各国の専利文献、マイクロフィルム形式の各国の専利文献を含む。</p> <p>専利局における電子ファイル形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開明細書、中国発明登録明細書、中国実用新案明細書、ヨーロッパ専利出願公開明細書、特許協力条約の国際専利出願公開明細書、米国専利明細書、日本専利出願公開明細書と日本実用新案明細書および多国専利分類要約などを含む。専利局における紙形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開明細書、中国発明専利明細書、中国実用新案専利明細書、米国専利明細書、ヨーロッパ専利出願公開明細書、特許協力条約の国際専利出願公開明細書および多国専利分類要約などを含む。</p> <p><u>発明専利出願実体審査手続きにおいては、専利文献を検索しなければならない。専利文献には、中国語専利文献と外国語専利文献が含まれる。</u></p> <p>専利検索とサービスシステム（「Sシステム」と略称）における</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>2.2 検索用非専利文献</p> <p>審査官は専利文献の中で検索を行うほか、検索用非専利文献も調査しなければならない。検索用非専利文献には主に、電子ファイル形式または紙形式での国内外の科学技術関連の書籍、定期刊行物、索引ツールおよびマニュアルなどを含む。</p>	<p>審査官検索用の専利文献データベースには主に次のようなものが含まれる。中国専利要約データベース (CNABS)、世界専利要約データベース (SIPOABS)、ダーウエント世界専利索引データベース (DWPI)、外国語データベース (VEN)、中国専利全文テキストコーディング・データベース (CNTXT) と国際専利全文テキストデータベース (WOTXT) など。</p> <p>2.2 検索用非専利文献リソース</p> <p>審査官は専利文献の中で検索を行うほか、非専利文献も調査検索しなければならない。Sシステムとインターネットで取得できる検索用非専利文献には主に電子ファイル形式または紙形式での国内外の科学技術関連の書籍、定期刊行物、学位論文、標準/協定書、索引ツールおよびマニュアルなどが含まれる。</p>
<p>5.3 検索の技術分野の確定</p> <p>通常、審査官は出願の主題の所属技術分野において検索し、必要がある場合、機能の類似する技術分野まで検索を拡大す</p>	<p>5.3 検索の技術分野の確定</p> <p>通常、審査官は出願の主題の所属技術分野において検索し、必要がある場合、機能の類似するまたは応用の類似する技術分</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>るものとする。所属技術分野は特許請求の範囲において限定された内容、特に、明確に指摘されて、特定の機能や用途および相応した具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の所属技術分野になる。機能の類似する技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能または用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、または出願書類に明記された特定の機能により確定するものではない。例えば、ミックスことが、両者の備えなければならない機能であるから、お茶のミキサーとコンクリートミキサーは機能の類似する技術に該当する。同様に、レンガ切り機とビスケット切り機も機能の類似する技術である。また、例えば、ある出願の独立請求項で一種の構造的特徴を有するケーブルクリップを限定している場合に、もしケーブルクリップの所属技術分野において関連文献が検</p>	<p>野まで検索を拡大するものとする。所属技術分野は特許請求の範囲において限定された内容、特に、明確に指摘されて、特定の機能や用途および相応した具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の所属技術分野になる。機能の類似する<u>または応用の類似する</u>技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能または用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、または出願書類に明記された特定の機能<u>または特定の応用</u>により確定するものではない。例えば、ミックスことが、両者の備えなければならない機能であるから、お茶のミキサーとコンクリートミキサーは機能の類似する技術に該当する。同様に、レンガ切り機とビスケット切り機も機能の類似する技術である。また、例えば、ある出願の独立請求項で一種の構造的特徴を有するケーブルクリップを限定している場合に、もしケーブルクリップの所</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>索できなければ、検索範囲をパイプクリップおよびその他の類似するクリップの技術分野まで拡大しなければならない。これらのクリップはケーブルクリップと類似する本質的な機能を持っているため、出願された独立請求項に限定された構造的特徴を持つ可能性がある。つまり、拡大した検索に当たって、出願の主題の全特徴または何らかの特徴と関わる内容を含む可能性のある文献は、全て検索しなければならない。</p>	<p>属技術分野において関連文献が検索できなければ、検索範囲をパイプクリップおよびその他の類似するクリップの技術分野まで拡大しなければならない。これらのクリップはケーブルクリップと類似する本質的な機能を持っているため、出願された独立請求項に限定された構造的特徴を持つ可能性がある。つまり、拡大した検索に当たって、出願の主題の全特徴または何らかの特徴と関わる内容を含む可能性のある文献は、全て検索しなければならない。</p>
<p>5.4.2 検索要素の確定</p> <p>.....</p> <p>基本的な検索要素を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索要素における各要素が、コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。例えば、キーワード、分類番号、化学構造式など。完全な検索のため、通常はキーワード、分類番号など、</p>	<p>5.4.2 検索要素の確定</p> <p>.....</p> <p>基本的な検索要素を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索要素における各要素が、コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。例えば、キーワード、分類番号、化学構造式など。完全な検索のため、通常はキーワード、分類番号など、なるべく</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>なるべく複数種の方式を利用して、これらの検索要素を表現する必要があり、表現方式別に検索された結果を併合した上で、当該検索要素の検索結果とする。</p> <p>キーワードを選ぶ時に、通常は対応した検索要素の各種同義または類義上の表現方式を考慮に入れる必要がある。そして、必要な際に、関係する上位概念、下位概念およびその他の関係概念と各種の同義または類義上の表現方式を考慮しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>複数種の方式を利用して、これらの検索要素を表現する必要があり、表現方式別に検索された結果を併合した上で、当該検索要素の検索結果とする。</p> <p>キーワードを選ぶ時に、通常は対応した検索要素の各種同義または類義上の表現方式を考慮に入れる必要がある。そして、必要な際に、関係する上位概念、下位概念およびその他の関係概念と各種の同義または類義上の表現方式を考慮しなければならない。</p> <p>.....</p>
<p>6. 発明専利出願についての検索</p> <p>6.2 検索の順番</p> <p>6.2.1 所属技術分野における検索</p> <p>所属技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に関係する引例文献が見つかる可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのよ</p>	<p>6. 発明専利出願についての検索</p> <p><u>6.2 検索の過程</u></p> <p><u>審査官は通常、本章第8節に記載する検索中止の条件に合致するようになるまで、出願の特徴に基づいて、初歩検索、常規検索、拡大検索の順番で検索を行い、検索結果を閲覧しながら新規性と創造性について判断する。</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>うな分野の検索用専利文献の中で全面検索を行わなければならない。例えば、発明情報を示す分類番号は×××7/1・・・(7/12 優先)の場合、まずは7/16を検索し、それから7/12を検索する。その後はさらに、7/16と7/12の下における出願の主題を明らかに排除していないものに属する各サブグループを検索する必要がある。最後に、出願の主題を含む1ランク上のサブグループからメイングループまでを検索する。発明情報を示す分類番号は1つ以上ある場合に、同じ方法により、その他の分類番号の技術分野の検査用専利文献の中で検索しなければならない。</p> <p>出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属するおよび関連する技術分野において類似した方法により検索を行うものとする。</p> <p>6.2.2 機能類似の技術分野における検索</p> <p>審査官は本章第6.2.1節に記載された検索結果に基づき、</p>	<p>6.2.1 初歩検索</p> <p><u>審査官は、出願人、発明者、優先権などの情報を利用して、出願と同じパテントファミリーに属する出願、親出願/分割出願、出願人または発明者が提出した、出願の主題の所属技術分野と同一または類似する技術分野のその他の出願を検索しなければならない。さらに、出願の主題の新規性、創造性に影響を及ぼしうる引例文献を早期に見つけるために、意味検索を活用することもできる。</u></p> <p>6.2.2 常規検索</p> <p><u>常規検索とは、出願の主題の所属技術分野において行われる検索をいう。</u></p> <p><u>所属技術分野とは、出願の主題が属する主要な技術分野をいう。これらの分野において検索すれば、密接に関連する引例文献を発見する確率が一番高いので、審査官はまず、これらの分野の専利文献を検索しなければならない。</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>機能の類似する技術分野まで検索を拡大する必要について考慮しなければならない。必要があるものならば、機能の類似する技術分野において、本章第 6.2.1 節に記載された方法に基づき、検索を行わなければならない。</p> <p>6.2.3 改めて技術分野を確定した後の再検索</p> <p>本章第 6.2.1 節および第 6.2.2 節における検索を介しても、引例文献を見つからない場合には、当初確定した技術分野が正しくないという可能性がある。そこで、審査官は技術分野を改めて確定し、当該技術分野に検索を行わなければならない。</p> <p>本章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節および第 6.2.3 節の検索において、検索の時間順、即ち調べる検索資料の開示時期の順位は一般的に、出願日を基準にした近い日から遠い日へと並べる。</p> <p>6.2.4 その他の資料の検索</p>	<p><u>出願のその他の検索すべき主題については、それが属しまたはそれに関連する技術分野において類似する方法で検索しなければならない。</u></p> <p><u>本節に記載する検索を経て、確定した技術分野が正確でないとわかった場合、審査官は改めて技術分野を確定し、当該技術分野において検索しなければならない。</u></p> <p>6.2.3 拡大検索</p> <p><u>拡大検索とは、機能が類似するまたは応用が類似する技術分野において行われる検索をいう。</u></p> <p><u>例えば、出願の独立請求項がシリコン系作動油を使用する油圧印刷機を限定した。発明はシリコン系作動油を使用することで、可動部材の腐食問題を解決する。油圧印刷機が属する技術分野で引例文献を検索しても見つからない場合、可動部材の腐食問題を抱える一般の油圧システムが属する分野など機能が類似する技術分野において、または油圧システムの特定応用技術分野など応</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>必要に応じて、審査官は検索用非専利文献（本章第 2.2 節を参照する）において検索を行わなければならない。</p> <p>また審査官は、前述第 6.2.1 節および第 6.2.3 節において検索して得た引例文献の引証書類を調べたり、検索して得た専利出願の公開明細書または専利明細書に「引証される参考資料」欄に挙げられる関係書類を調べて良いとする。</p> <p>6.3 具体的なステップ</p> <p>6.3.1 機械検索方式</p> <p>コンピューターによる検索の時に、なるべく完全に検索を行うため、各検索要素に対して審査官は、キーワード、分類番号、化学構造式など、なるべく多くの角度から表現すべきである。例えば、A と B の 2 つの基本的な検索要素を含むある請求項について、基本的な検索構想は以下のように表示して良い。</p> <p>検索要素 A に関わる分類番号とキーワードの 2 種類の検索</p>	<p>用が類似する技術分野において、拡大検索を行わなければならない。</p> <p><u>6.3 検索ポリシー</u></p> <p><u>検索ポリシーの制定には、通常、検索システムまたはデータベースの選定、基本検索要素の表明、検索式の構築と検索ポリシーの調整が含まれる。</u></p> <p><u>検索過程において、審査官はより関連する文献を見つけるために、いつでも関連文献に基づいて、引用文献、被引用文献、発明者、出願人に関する追跡検索を行うことができる。</u></p> <p><u>6.3.1 検索システムまたはデータベースの選定</u></p> <p><u>検索システム/データベースを選定するに当たって、審査官は通常、次のような要素を考慮しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出願の主題の所属技術分野。</u></p> <p><u>(2) 検索が見込まれる文書の国別と年代。</u></p> <p><u>(3) 検索時に採用しようとする検索フィールドと検索システ</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>結果を論理和で併合して、検索要素 A に対する検索結果とする。検索要素 B に関わる分類番号とキーワードの 2 種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素 B に対する検索結果とする。それから、前述の検索要素 A、B に対する検索結果を論理積で併合して、当該請求項に対する検索結果とする。</p> <p>実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的な状況に基づき、異なる組合せ方式を採用し、検索を行って良い。</p> <p>例えば、</p> <p>(1) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「および」という関係で併合する。</p> <p>(2) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「および」という関係で併合する。</p> <p>(3) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わるキーワ</p>	<p><u>ム/データベースが提供できる機能。</u></p> <p><u>(4) 出願人、発明者の特徴。</u></p> <p>6.3.2 基本検索要素の表明</p> <p><u>基本検索要素の表明方式には主に、分類番号、キーワードなどが含まれる。一般的には、出願の主題を反映する基本検索要素は優先して分類番号で表明しなければならない。</u></p> <p><u>分類番号で表明する場合、通常、出願の主題の特徴と分類システムの特徴に基づき、妥当な分類システムを選定して使用しなければならない。一旦ある分類システムを選定した場合、まず最も正確で最下位の分類番号を利用して検索する。ただし、複数の緊密に関連している分類番号が同時に存在する場合、合わせて検索してもよい。</u></p> <p><u>キーワードで表明する場合、通常、まず最も基本的で最も正確なキーワードを利用して検索する。そしてしだいに、形式上、意味上、角度上という三つのレベルでキーワードの表明を改善す</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>ードという2種類の検索結果を論理的な「および」という関係で併合する。</p> <p>(4) 要素Aに関わるキーワードと要素Bに関わる分類番号という2種類の検索結果を論理的な「および」という関係で併合する。</p> <p>(5) 要素Aに関わる分類番号と要素Aに関わるキーワードという2種類の検索結果を論理的な「または」という関係で併合し、その結果を要素Bに関わるキーワードまたは分類番号の結果と論理的な「および」という関係で併合する。</p> <p>ある種の方式で検索しても、比較的に関わっている引例文献が見つからない場合に、採用された方式に漏れる可能性のある文献を考慮すべきである。例えば方式(1)において、漏れる可能性のある文献は少なくともA、Bのいずれに関わるキーワードを含むが、Aの分類番号の下に配られていない文献、分類番号が少なくともA、Bの分類番号のいずれか1つと</p>	<p>る。形式上のレベルでは、英文の品詞の違い、単数形および複数形、一般的なつづりの誤りなどキーワード表明の各種の形式を十分に考慮しなければならない。意味上のレベルでは、キーワードの様々な同義語、類義語、反意語、上位概念と下位概念などを十分に考慮しなければならない。角度上のレベルでは、明細書に記載する解決しようとする技術的課題、技術的効果などを十分に考慮しなければならない。</p> <p>6.3.3 検索式の構築</p> <p>審査官は同じ基本検索要素の異なる表明方式をブロックに構築し、出願の主題の特徴と検索状況を踏まえて、論理演算子を使用してブロックを結合して、検索式を構築することができる。ブロックの組み合わせ方式には、全要素組み合わせ検索、部分要素組み合わせ検索、単一要素検索が含まれる。</p> <p>6.3.4 検索ポリシーの調整</p> <p>審査官は通常、検索結果および新規性と創造性への評価の予期</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>同一であるが、B に関わるキーワードを含まない文献。漏れる可能性のある文献について、検索方法を調整し、対象を絞った検索を行わなければならない。検索要素 A、B の組合せに対して、当該技術的解決手段の新規性または創造性を評価できる単独した文献が見つからない場合、通常は、それぞれ単独検索要素 A または B に対して検索した結果を考慮すべきである。技術的解決手段に複数の基本的な検索要素を含む場合、例えば、基本的な検索要素 A、B と C について、当該技術的解決手段の新規性または創造性を評価できる単独した文献が見つからない場合には、通常は基本的な検索要素の組合せを考慮すべきである。例えば、A+B、A+C と B+C の組合せを考慮する。必要な際は、単独検索要素 A、B と C を考える必要がある。</p> <p>また、コンピューターによる検索中に、さらに関わる文献を見つけ出すよう、審査官は関連文献に基づいて、いつでも</p>	<p><u>方向により、検索ポリシーを調整する必要がある。</u></p> <p><u>(1) 基本検索要素の選定を調整する</u> 審査官は、把握した従来技術と発明に対するさらなる理解により、基本検索要素を変更、増加または減少する必要がある。</p> <p><u>(2) 検索システム/データベースを調整する</u> 審査官はある検索システム/データベースにおいて引例文献を取得できなかった場合、利用できる検索フィールドと機能、および予期引例文献の特徴により、改めて検索システム/データベースを選定する必要がある。</p> <p><u>(3) 基本検索要素の表明を調整する</u> 審査官は検索結果により随時に基本検索要素の表明を調整する必要がある。例えば、分類番号の表明を調整するに当たって、通常、まず最も正確な下位の群を使用し、そして上位群を使用し、さらに大群を使用し、ひいては小類を使用する。検索結果により、または分類表内部もしくは分類表間の関連性を利用して新しい</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>引用文献、被引用文献、発明者、出願人を対象とした追跡検索を行うことができる。</p> <p>6.3.2 マニュアル検索方式</p> <p>マニュアル方式で検索を行う時、審査官は以下に挙げられる手順に沿って専利文献を調べて良いとする。</p> <p>手順 1、検索対象技術分野の審査用検索書類における専利文献の標題紙にある要約書、添付図面および特許請求の範囲の独立請求項の内容、日本、ロシア（旧ソ連を含む）、ドイツ（旧ドイツ連邦共和国を含む）、イギリス、フランス、スイス等国の専利分類ダイジェスト、国内外の定期刊行物の論文分類テーマ目録などに素早く目を通し、出願の主題に関わる可能性があるものとして初期的に判断した書類を抽出する。検索の対象出願に、具体的な構造を示す添付図面を有する場合には、審査官は出願の添付図面を審査用検索書類における書類の添付図面と逐一に照合しながら、添付図面で示された構造</p>	<p>適切な分類番号を見つけることもできる。キーワードの表明を調整するに当たって、通常、まず最も基本的で最も正確なキーワードを使用し、そしてしだいに形式上、意味上、角度上という三つのレベルで表明を調整する。</p> <p>6.2 検索の順番</p> <p>6.2.1 所属技術分野における検索</p> <p>所属技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に関係する引例文献を見つかる可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのような分野の検索用専利文献の中で全面検索を行わなければならない。例えば、発明情報を示す分類番号は×××7/1・・・(7/12優先)の場合、まずは7/16を検索し、それから7/12を検索する。その後はさらに、7/16と7/12の下における出願の主題を明らかに排除していないものに属する各サブグループを検索する必要がある。最後に、出願の主題を含む1ランク上のサブ</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>的特徴が出願の中の構造と同一または類似した書類を抽出して良いとする。</p> <p>手順 2、手順 1 で抽出した書類の要約書、添付図面、請求項および関連するダイジェストとテーマ目録の対応した書類を細心に閲読し、出願と関連している引例文献を選び出す。</p> <p>手順 3、手順 2 で選び出された書類の明細書の部分を細心に閲読し、分析・研究した上で、最後に、検索報告と審査意見通知書の正文で引用される引例文献を確定する。</p>	<p>グループからメイングループまでを検索する。発明情報を示す分類番号は1つ以上ある場合に、同じ方法により、その他の分類番号の技術分野の検査用専利文献の中で検索しなければならない。</p> <p>出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属するおよび関連する技術分野において類似した方法により検索を行うものとする。</p> <p>6.2.2 機能類似の技術分野における検索</p> <p>審査官は本章第 6.2.1 節に記載された検索結果に基づき、機能の類似する技術分野まで検索を拡大する必要について考慮しなければならない。必要があるものならば、機能の類似する技術分野において、本章第 6.2.1 節に記載された方法に基づき、検索を行わなければならない。</p> <p>6.2.3 改めて技術分野を確定した後の再検索</p> <p>本章第 6.2.1 節および第 6.2.2 節における検索を介しても、</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p>引例文献を見つからない場合には、当初確定した技術分野が正しくないという可能性がある。そこで、審査官は技術分野を改めて確定し、当該技術分野に検索を行わなければならない。</p> <p>本章第6.2.1節、第6.2.2節および第6.2.3節の検索において、検索の時間順、即ち調べる検索資料の開示時期の順位は一般的に、出願日を基準にした近い日から遠い日へと並べる。</p> <p>6.2.4 その他の資料の検索</p> <p>必要に応じて、審査官は検索性非専利文献（本章第2.2節を参照する）において検索を行わなければならない。</p> <p>また審査官は、前述第6.2.1節および第6.2.3節において検索して得た引例文献の引証書類を調べたり、検索して得た専利出願の公開明細書または専利明細書に「引証される参考資料」欄に挙げられる関係書類を調べて良いとする。</p> <p>6.3 具体的なステップ</p> <p>6.3.1 機械検索方式</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p>コンピューターによる検索の時に、なるべく完全に検索を行うため、各検索要素に対して審査官は、キーワード、分類番号、化学構造式など、なるべく多くの角度から表現すべきである。例えば、AとBの2つの基本的な検索要素を含むある請求項について、基本的な検索構想は以下のように表示して良い。</p> <p>検索要素Aに関わる分類番号とキーワードの2種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素Aに対する検索結果とする。検索要素Bに関わる分類番号とキーワードの2種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素Bに対する検索結果とする。それから、前述の検索要素A、Bに対する検索結果を論理積で併合して、当該請求項に対する検索結果とする。</p> <p>実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的な状況に基づき、異なる組合せ方式を採用し、検索を行って良い。例えば、</p> <p>(1) 要素Aに関わる分類番号と要素Bに関わるキーワード</p>

<p>「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p>意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p>という2種類の検索結果を論理的な「および」という関係で併合する。</p> <p>(2) 要素Aに関わる分類番号と要素Bに関わる分類番号という2種類の検索結果を論理的な「および」という関係で併合する。</p> <p>(3) 要素Aに関わるキーワードと要素Bに関わるキーワードという2種類の検索結果を論理的な「および」という関係で併合する。</p> <p>(4) 要素Aに関わるキーワードと要素Bに関わる分類番号という2種類の検索結果を論理的な「および」という関係で併合する。</p> <p>(5) 要素Aに関わる分類番号と要素Aに関わるキーワードという2種類の検索結果を論理的な「または」という関係で併合し、その結果を要素Bに関わるキーワードまたは分類番号の結果と論理的な「および」という関係で併合する。</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p>ある種の方法で検索しても、比較的に関わっている引例文献が見つからない場合に、採用された方法に漏れる可能性のある文献を考慮すべきである。例えば方法(1)において、漏れる可能性のある文献は少なくともA、Bのいずれに関わるキーワードを含むが、Aの分類番号の下に配られていない文献、分類番号が少なくともA、Bの分類番号のいずれか1つと同一であるが、Bに関わるキーワードを含まない文献。漏れる可能性のある文献について、検索方法を調整し、対象を絞った検索を行わなければならない。検索要素A、Bの組合せに対して、当該技術的解決手段の新規性または創造性を評価できる単独した文献が見つからない場合、通常は、それぞれ単独検索要素AまたはBに対して検索した結果を考慮すべきである。技術的解決手段に複数の基本的な検索要素を含む場合、例えば、基本的な検索要素A、BとCについて、当該技術的解決手段の新規性または創造性を評価できる単独した文献が見つからない場合</p>

<p>「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p>意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p>には、通常は基本的な検索要素の組合せを考慮すべきである。例えば、A+B、A+CとB+Cの組合せを考慮する。必要な際は、単独検索要素A、BとCを考える必要がある。</p> <p>また、コンピューターによる検索中に、さらに関わる文献を見つけ出すよう、審査官は関連文献に基づいて、いつでも引用文献、被引用文献、発明者、出願人を対象とした追跡検索を行うことができる。</p> <p>6.3.2 マニュアル検索方式</p> <p>マニュアル方式で検索を行う時、審査官は以下に挙げられる手順に沿って専利文献を調べて良いとする。</p> <p>手順1、検索対象技術分野の審査用検索書類における専利文献の標題紙にある要約書、添付図面および特許請求の範囲の独立請求項の内容、日本、ロシア（旧ソ連を含む）、ドイツ（旧ドイツ連邦共和国を含む）、イギリス、フランス、スイス等国の専利分類ダイジェスト、国内外の定期刊行物の論文分類テ</p>

<p>「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p>意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p>マ目録などに素早く目を通し、出願の主題に関わる可能性があるものとして初期的に判断した書類を抽出する。検索の対象出願に、具体的な構造を示す添付図面を有する場合に、審査官は出願の添付図面を審査用検索書類における書類の添付図面と逐一に照合しながら、添付図面で示された構造的特徴が出願中の構造と同一または類似した書類を抽出して良いとする。</p> <p>手順2、手順1で抽出した書類の要約書、添付図面、請求項および関連するダイジェストとテーマ目録の対応した書類を細心に関連し、出願と関連している引例文献を選び出す。</p> <p>手順3、手順2で選び出された書類の明細書の部分を細心に閲読し、分析・研究した上で、最後に、検索報告と審査意見通知書の正文で引用される引例文献を確定する。</p>
<p>8. 検索の中止 8.1 検索の限度 ……考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが予期さ</p>	<p>8. 検索の中止 8.1 検索の限度 ……考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが予期され</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>れる結果と相応しいものでなければならないということである。</p>	<p>る結果と相応しいものでなければならないということである。</p> <p><u>これを原則に、審査官は引例文献を取得せずに検索の中止を決定する場合、少なくとも最低限度データベースを検索したことを前提条件としなければならない。最低限度データベースには通常、CNABS、VEN、CNTXT、英文全文データベースおよび中国定期刊行物全文データベースが含まれる。一部の特定分野の出願の場合は、さらに当該分野の専用データベース（例えば、化学構造データベース）が含まれる。必要がある場合、分野の特徴により、英文全文データベースの範囲を調整するか、またはその他の非専利文献データベースを増やすことができる。</u></p>
<p>第二部分第七章</p> <p>10. 検索の必要がない場合</p> <p>.....</p> <p>(4) 明細書と特許請求の範囲では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、当業者が実現できない。</p>	<p>第二部分第七章</p> <p>10. 検索の必要がない場合</p> <p>.....</p> <p>(4) 明細書と特許請求の範囲では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、当業者が実現できない。</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>注意すべきは、出願のすべての主題が上記の状況に該当するかどうかについては、必要がある場合、審査官はやはり妥当な方式で関連する背景技術を理解し、当業者の立場に立って判断しなければならない。</u></p>
<p>12. 検索レポート</p> <p>検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する従来技術となる書類を記載するために利用されるものである。検索レポートは専利局に規定された表を採用する。審査官は検索レポートに検索の分野、データベースおよび使われる基本的な検索要素とその表現方式(例えばキーワードなど)、検索して得られた引例文献および引例文献と出願主題との関連程度を明確に記載するものとし、検索レポートの表の要求に従って、ほかの各項目を完全に記入しなければならない。</p>	<p>12. 検索レポート</p> <p>検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する従来技術となる書類および検索過程に関連する検索記録情報を記載するために利用されるものである。検索レポートは専利局に規定された表を採用する。審査官は検索レポートに、<u>最も近い従来技術の検索・発見に使った検索のデータベースおよび当該データベースに実行された検索表明式(基本検索要素表明形式と論理演算子を含む)を含む主要な検索式を</u>検索の分野、データベースおよび使われる基本的な検索要素とその表現方式(例えばキーワードなど)明確に記載し、検索して得られた引例文献および引例文献と出願主題との関連程度を<u>正確に記載するもの</u>とし、検索レポー</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p>トの表の要求に従って、ほかの各項目を完全に記入しなければならない。</p>
<p>第二部分第八章 4.11.1 出願に対する継続審査後の審査処理</p> <p>審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行ってよいとする。</p> <p>(1) 出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、却下につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には専利権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接(本章第4.12節を参照)により審査を加速させることもできる。個別の問題については、可能であれば、審査官は本章第4.13節に述べた方式を利用して、電話を通じて出願人と討論してもよいとする。ただし、明らかな誤りについて審査</p>	<p>第二部分第八章 4.11.1 出願に対する継続審査後の審査処理</p> <p>審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行ってよいとする。</p> <p>(1) 出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、却下につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には専利権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接、<u>電話での討論およびその他の方式</u>(本章第4.12節と第4.13節を参照)により審査を加速させることもできる。個別の問題については、可能であれば、審査官は本章第4.13節に述べた方式を利用して、電話を通じて出願人と討論してもよいとする。ただ</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>官が職権に基づいた補正（本章第5.2.4.2節、6.2.2節を参照）を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。</p>	<p>し、明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正（本章第5.2.4.2節、6.2.2節を参照）を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。</p>
<p>4.12 面接</p> <p>例えば、本章第4.11.1節（1）に述べたような一部の状況においては、審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出してよいとする。出願人も面接を要請してよいが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たせると審査官が認めるならば、出願人からの面接要請に同意しなければならない。その逆であれば、審査官は面接の要請を拒否してよいとする。</p>	<p>4.12 面接</p> <p><u>実体審査過程において、例えば、本章第4.11.1節（1）に述べたような一部の状況においては、審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出してよいとする。出願人も面接を要請してよいが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たせ、問題の明確化、食い違いの排除、理解の促進に資すると審査官が認めるならば、審査官は出願人からの面接要請に同意しなければならない。その逆であれば一方、書面方式、電話での討論などを通じて双方の意見が既に十分に表明されており、関連事実の認定が明瞭であるならば、審査官は面接の要請を拒否してよいとする。</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>4.12.1 面接の実施条件</p> <p>面接の実施条件は以下になる。</p> <p>(1) 審査官がすでに1回目の審査意見通知書を発行している、かつ</p> <p>(2) 出願人が審査意見通知書の応答と同時に、またはその後に、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に面接を要請している。</p> <p>面接は、審査官から要請したのもので、出願人から申し立てたのもので、予め予約しておかなければならない。面接通知書、または電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本および面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、または出願人が面接の際に新たな書類の</p>	<p>4.12.1 面接の開始実施条件</p> <p>面接の実施条件は以下になる。</p> <p>(1) 審査官がすでに1回目の審査意見通知書を発行している、かつ</p> <p>(2) 出願人が審査意見通知書の応答と同時に、またはその後に、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に面接を要請している。</p> <p>面接は、審査官から要請したのもので、出願人から申し立てたのもので、予め予約しておかなければならない。面接通知書、または電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本および面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、または出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。 ……</p>	<p>……</p>
<p>4.13 電話での討論</p> <p>審査官は出願書類にある問題点について、電話で出願人と討論することができるが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管しなければならない。電話での討論において、審査官が同意した補正内容について、出願人が通常、当該補正を受けた書類を正式に提出しなければならない。審査官は当該書面による補正書類により審査結論を下さなければならない。</p> <p>審査官が電話での討論において同意した補正内容が、本章第5.2.4.2節および第6.2.2節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正</p>	<p>4.13 電話での討論およびその他の方式</p> <p><u>実体審査過程において、審査官は発明と従来技術への理解、出願書類にある問題点などについて、電話で出願人と討論することができるが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。ビデオ会議、電子メールなどその他の方式で出願人と討論することもできる。必要がある場合、審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管しなければならない。</u></p> <p><u>電話での討論において審査官が同意した補正内容については、本章第5.2.4.2節と第6.2.2節に記載する状況に該当する場合、審査官は職権によりこれらの明らかな誤りを補正することができる。審査官が職権により補正することができる内容以外は、審</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>を施してよいとする。</p>	<p>査官が同意した補正内容について、出願人が通常当該補正を受けた書類を正式に提出しなければならない。審査官は当該書面による補正書類により審査結論を下さなければならない。</p> <p>審査官が電話での討論において同意した補正内容が、本章第5.2.4.2節および第6.2.2節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正を施してよいとする。</p>
<p>第二部分第一章 3.1.2 社会道徳に違反する発明創造 …… 公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。……ヒト胚の工業または商業目的での応用、……上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。</p>	<p>第二部分第一章 3.1.2 社会道徳に違反する発明創造 …… 公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。……ヒト胚の工業または商業目的での応用、……上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。</p> <p>ただし、発明創造はインビボ発育を受けていない、受精して14</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p><u>日未満のヒト胚で幹細胞を分離または取得した場合、「公序良俗に違反した」として専利権の付与を拒絶してはならない。</u></p>
<p>第二部分第十章</p> <p>9.1.1.1 ヒト胚性幹細胞</p> <p>ヒト胚性幹細胞とその作製方法は、専利法5条1項に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。</p> <p>9.1.1.2 各形成および発育段階にある人体</p> <p>ヒトの生殖細胞や受精卵、胚胎および個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも専利法5条1項に規定してある専利権が付与されてはならない発明に該当する。</p> <p>9.1.1.3 遺伝資源の違法獲得または利用により完成された発明創造</p>	<p>第二部分第十章</p> <p>9.1.1.1 ヒト胚性幹細胞</p> <p>ヒト胚性幹細胞とその作製方法は、専利法5条1項に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。</p> <p>9.1.1.12 各形成および発育段階にある人体</p> <p>ヒトの生殖細胞や受精卵、胚胎および個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも専利法5条1項に規定してある専利権が付与されてはならない発明に該当する。<u>ヒト胚性幹細胞は各形成および発育段階にある人体に該当しない。</u></p> <p>9.1.1.23 遺伝資源の違法獲得または利用により完成された発明創造</p>
<p>第四部分第三章</p> <p>3.3 無効宣告請求の範囲および理由と証拠</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>3.3 無効宣告請求の範囲および理由と証拠</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>.....</p> <p>(5) 請求人は、無効宣告の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したすべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術的解決手段を比較する必要のある発明または実用新案の専利について、係争専利および引例文献にある関連技術的解決手段を具体的に描写し、比較・分析を行わなければならない。比較する必要のある意匠専利については、係争専利および引例文献にある関連図面または写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較・分析を行わなければならない。例えば、請求人が専利法 22 条 3 項における無効宣告の理由について、複数の引例文献を提出している場合には、無効宣告の請求対象専利と最も隣接している引例文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争専利と引例文献にある技術的解決手段を具体的に描写し、比較・分析を行わなければならない。結合させ</p>	<p>.....</p> <p>(5) 請求人は、無効宣告の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したすべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術的解決手段を比較する必要のある発明または実用新案の専利について、係争専利および引例文献にある関連技術的解決手段を具体的に描写し、比較・分析を行わなければならない。比較する必要のある意匠専利については、係争専利および引例文献にある関連図面または写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較・分析を行わなければならない。例えば、請求人が専利法 22 条 3 項における無効宣告の理由について、複数の引例文献を提出している場合には、無効宣告の請求対象専利と最も隣接している引例文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争専利と引例文献にある技術的解決手段を具体的に描写し、比較・分析を行わなければならない。結合させた比較であり、2 つまたは 2 つ</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>た比較であり、2つまたは2つ以上の結合方式がある場合には、具体的な結合方式を明記しなければならない。異なる独立請求項については、最も隣接している引例文献を個々に明記してもよい。</p> <p>……</p>	<p>以上の結合方式がある場合には、<u>まず最も主要具体的な結合方式を比較・分析明記しなければならない。最も主要な結合方式が明確にされていない場合、第一群の引例文献の結合方式が最も主要な結合方式であると黙認する。</u>異なる独立請求項については、最も隣接している引例文献を個々に明記してもよい。</p> <p>……</p>
<p>第二部分第八章 実体審査手続</p> <p>3. 出願書類の確認および実体審査の準備</p> <p>3.4 審査順序</p> <p>3.4.1 一般原則</p> <p>本章第3.4.2節に述べた特殊な状況を除き、受け付けた発明専利出願に対しては受け付けた順番により審査を行わなければならない。ただし、前後に受理した同種の専利出願を一緒にして同時に審査してもよい。</p> <p>第一回審査意見通知書に対して出願人が応答した後、審査官</p>	<p>第二部分第八章 実体審査手続</p> <p>3. 出願書類の確認および実体審査の準備</p> <p>3.4 審査順序</p> <p>3.4.1 一般原則</p> <p>本章第3.4.2節に述べた特殊な状況を除き、受け付けた発明専利出願に対しては受け付けた順番により審査を行わなければならない。ただし、前後に受理した同種の専利出願を一緒にして同時に審査してもよい。</p> <p>第一回審査意見通知書に対して出願人が応答した後、審査官が</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>が引き続いて出願を審査する際、一般的には応答の順番により行うものとする。</p> <p>3.4.2 特殊処理</p> <p>以下のいくつかの状況に対して、特殊な処理をすることが可能である。</p> <p>(1) 国家の利益または公共の利益にとって重大な意義をもつ出願は、出願人またはその主管部門が請求を行い、専利局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。</p> <p>(2) 専利局が自発的に実体審査を開始した専利出願は、優先的に処理することができる。</p> <p>(3) 原出願日を保留してある分割出願は、原出願と共に審査を行ってもよい。</p>	<p>引き続いて出願を審査する際、一般的には応答の順番により行うものとする。</p> <p>3.4.2 特殊処理</p> <p>以下のいくつかの状況に対して、特殊な処理をすることが可能である。</p> <p>(1) 国家の利益または公共の利益にとって重大な意義をもつ出願は、出願人またはその主管部門が請求を行い、専利局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。</p> <p>(2) 専利局が自発的に実体審査を開始した専利出願は、優先的に処理することができる。</p> <p>(3) 原出願日を保留してある分割出願は、原出願と共に審査を行ってもよい。</p>
<p>第五部分第七章 期限、権利の回復、中止</p>	<p>第五部分第七章 期限、権利の回復、中止、<u>審査の順番</u></p> <p><u>8. 審査の順番</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p>8.1 一般原則</p> <p><u>発明、実用新案と意匠専利出願については、一般的に、出願を提出した前後の順番で方式審査を開始しなければならない。発明専利出願については、一般的に、実体審査を申請した前後の順番で実体審査を開始しなければならない。別途規定がある場合は除く。</u></p> <p>8.2 優先審査</p> <p><u>国家利益または公共利益に重要な意義がある出願は、出願人またはその主管部門が申請して許可を受けた場合、優先審査を行い、かつその後の審査過程において優先して処理することができる。</u></p> <p><u>ただし、同一の出願人が同日（出願日のみを指す）に同様の発明創造について実用新案と発明の両方を出願した場合、そのうちの発明専利出願については優先審査を行わない。</u></p> <p>8.3 遅延審査</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
	<p><u>出願人は遅延審査を申請することができる。発明専利遅延審査の申請は、出願人が実体審査を申請すると同時に提出しなければならない。ただし、発明専利出願遅延審査の申請は、実体審査の申請発効日から発効する。実用新案と意匠遅延審査の申請は、出願人が実用新案と意匠を出願すると同時に提出しなければならない。遅延期間は遅延審査を申請して発効した日から起算して1年、2年または3年とする。遅延期間が満了した後、当該出願は順番で審査を待つ。必要がある場合、専利局は自発的に審査手続きを開始することができ、出願人が提出した遅延審査申請は未提出と見なされる。</u></p> <p>8.4 専利局の自発的な開始</p> <p><u>専利局が自発的に実体審査を開始した専利出願について、優先して処理することができる。</u></p>
<p>第五部分第二章 専利に係わる費用</p>	<p>第五部分第二章 専利に係わる費用</p>
<p>7. 費用納付情報の補完</p>	<p>7. 費用納付情報の補完</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (改正箇所)</p>
<p>費用を郵便局または銀行を介して送金する際に、必要な費用納付情報に漏れがあった場合、送金当日にファックスまたは電子メール等方式によって補完することができる。補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする。補完しても当日に完備されず、さらに補完することとなった場合、専利局で完備された費用納付情報を受け取った日を納付日とする。</p> <p>費用納付情報の補完にあたって、銀行または郵便局の送金票のコピー、納付対象費用の出願番号（または専利番号）および各種費用の名称と金額を提供しなければならない。同時に、預り証受取人の氏名または名称、住所、郵便番号等情報を提供しなければならない。費用納付情報の補完にあたって、銀行または郵便局の送金票のコピーを提供することができない場合には、送金日、送金人の氏名または名称、送金額、送金票番号等情報を提供しなければならない。</p>	<p>費用を郵便局または銀行を介して送金する際に、必要な費用納付情報に漏れがあった場合、送金当日にファックスまたは電子メール等方式によって補完することができる。補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする送金当日に、<u>専利局から規定された方式と要求に従って補完しなければならない。</u>補完しても当日に完備されず、さらに補完することとなった場合、専利局で完備された費用納付情報を受け取った日を納付日とする。</p> <p>費用納付情報の補完にあたって、銀行または郵便局の送金票のコピー、納付対象費用の出願番号（または専利番号）および各種費用の名称と金額を提供しなければならない。同時に、預り証受取人の氏名または名称、住所、郵便番号等情報を提供しなければならない。費用納付情報の補完にあたって、銀行または郵便局の送金票のコピーを提供することができない場合には、送金日、送金人の氏名または名称、送金額、送金票番号等情報を提供しな</p>

「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)	意見募集稿 (改正箇所)
	なければならない。

出典：国家知識産権局 HP <http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1137035.htm>